

地球温暖化対策推進本部中間報告
最先端の低炭素社会構築に向けて
来たるべき世代と地球のために

平成20年6月11日

自由民主党政務調査会
地球温暖化対策推進本部

目 次

はじめに	・・・(1)
基本的考え方	・・・(3)
低炭素社会形成推進基本法の制定	・・・(5)
主要政策項目	
1．社会システム・意識の変革	・・・(6)
2．地域活性化	・・・(1 0)
3．家庭用電気・ガス機器 既存省エネ技術の普及	・・・(1 1)
4．住宅・業務用ビルの省エネ化	・・・(1 3)
5．運輸 「カーボンフリー自動車」の早期実現	・・・(1 5)
6．再生可能エネルギーの開発・普及の促進 「カーボンフリー電力」を目指して	・・・(1 8)
7．原子力発電の推進 万全な安全確保・設備利用率の向上	・・・(2 0)
8．森林対策	・・・(2 3)
9．金融のグリーン化	・・・(2 4)
1 0．クール・ガバメント、クール・国会	・・・(2 6)
1 1．自民党の率先実行 「自民党カーボンフリー宣言」	・・・(2 8)
1 2．新たな経済的手法	・・・(3 0)

はじめに

(地球温暖化対策推進本部の位置づけ)

我が国は、本年度から京都議定書の目標達成期間に入り、その国際約束を果たすため、不退転の覚悟で臨んでいる。しかし、その達成は容易ではない。国民の全員参加による強力な取組が必要であるが、いまだ十分とは言えない。また、2013年以降の京都議定書後の国際枠組みが如何なるものとなるにせよ、現在の延長線上の取組努力では足りず、その格段の強化が必要である。

政府は昨年来、クールアース50やダボスでの総理スピーチなどを通じて、国別総量目標とその算出方法としてセクター別アプローチの考え方の提示や、新たな資金メカニズム、イノベーションの推進を提案し、国際的理解を進めるなど、従来にはなかった先手を打つ形で、アクティブな外交を進めてきている。国際交渉はこれからが本番であり、我が国は、先導役としての役割を果たしていく必要がある。その大きな舞台として、7月の北海道洞爺湖サミットが迫っている。

こうした重要な時期にあるとの認識の下、自由民主党は4月に地球温暖化対策推進本部を立ち上げ、社会システム・意識の変革、支援措置、排出量取引等の経済的手法の3つの分野を中心に、多くの有識者から集中的ヒアリングを行い、議論を重ねてきた。来年度に向けた政策の基本方針の議論が始まっており、また、道路特定財源の一般財源化や税制改革といった議論も控えていることから、この時点で、これまでの議論を中間報告としてとりまとめた。

(なぜ低炭素社会か)

地球温暖化は人類の生存の基盤を揺るがす最大の脅威である。温暖化が進んできたのは、これまでの先進国のあり方に大きな責任があった。脅威が現実のものとならないように、どういった地球を引き継ぐのかは、現在に生きる我々の責務である。同時に、各国、各地域の将来世代に豊かな生活の基盤を確保するために、経済発展と環境が両立する持続可能なかたちを考えていかなければいけない。

こうした問題への解決策が低炭素社会の構築である。低炭素社会は、エネルギー、資源を最も効率的に利用する社会である。最先端の技術が次々と生まれ、それらが急速に普及する社会である。そういった社会が世界中に展開することこそ、地球温暖化問題への対応である。また、世界的に高騰しているエネルギー、資源などの価格問題への長期的な対応にも他ならない。

低炭素社会は、決して貧しさと我慢を強いる社会ではない。我が国は、少なくとも省エネルギー、省資源などの技術の面で世界のトップランナーの地位にあり、それを支える人材、政策、知見を有する。このような優位性をもつ日本が、低炭素社会構築をいち早く成功させることは、我が国産業の国際競争力の強化、我が国資本市場の魅力増大などをもたらす。世界に冠たる環境エネルギー技術を将来に向けて強化することが21世紀の日本経済、産業、ビジネスの牽引車となる。また、低炭素社会構築に向けた取組は、地産地消の促進や森林吸収源対策、バイオマス利用などを通じて地域の活性化をもたらすことにもなる。

最先端の低炭素社会のモデルを構築し世界に率先して提示し、各国政府、国際機関、NGOをはじめ世界のあらゆる主体に行動を呼びかけていくことは、人類に対する我が国の責務であり、我が国の進むべき道である。低炭素社会構築を国家戦略の基本とすべきであり、いまや国是と言っても良い状況である。

実現に向けた道は容易ではないが、自由民主党は強い政治的意思を持って、議員立法なども行い、この課題に取り組む決意である。

基本的考え方

(イ) 「2008年ピークアウト宣言」発出

我々は、京都議定書の下、すでに温室効果ガスの排出が自由であった過去と決別し、新しい世界に入った。最先端の低炭素社会を世界に先駆けて構築することは、蒸気機関による産業革命以来の経済・社会の仕組みやパラダイムの転換である。にもかかわらず、国民は、危機を乗り越え新しい時代に入っていくという意識を共有するに至っていない。我が国の状況をみると、国際約束である1990年比6%削減のためには2010年までに12%の削減が今後必要であり、その実現は危殆に瀕している。そこで、政府は、「2008年ピークアウト宣言」を発し、以後10年間を「特別行動期間」として、支援措置、規制をはじめとする政策を総動員し、速やかに新たな政策体系に移行すべきである。特に、革新技術の開発や既存技術の普及等のために、各分野で相当のコスト増を覚悟しなければならない。それを乗り越えてこそ目標を実現することが可能となる。そのためには、政府においても思いきった税財政措置を講ずるべきである。

(ロ) 「低炭素社会形成推進基本法」の制定

低炭素社会構築に向けた政策を円滑に進めるため、「低炭素社会形成推進基本法」を制定し、実現すべき低炭素社会のイメージ、中期・長期の温室効果ガス削減目標、低炭素社会形成長期計画の策定や、国、地方、事業者、国民などの責務等を位置づけることが適切である。

(ハ) 長期削減目標

日本は、世界全体の2050年温室効果ガス排出量を現在から半減とすることを目指した「クールアース50」を世界に提案している。先進国の責務という観点からも、我が国は自らの長期削減目標として、2050年において現在から60～80%の削減幅を提示することが妥当と考えられる。

(ニ) 中期削減目標

我が国の中期削減目標年は、経営に見通しを与える観点及び国民の自律的行動促進の観点から、2020年が適切である。また、その水準は、2050年の長期削減目標を達成し、世界全体の排出量を今後10年から20年の間にピークアウトする必要があるとの認識のもと、それにいたる経路にたって十分なレベルにする必要があり、具体的な数値は、セクター別アプローチに基づく積上げ作業を進め、主要国の参加を確保するとの我が国の立場を踏まえ、平成21年のCOP15までの適切な時期に発表すべきである。

(ホ) 全員による費用の分担 / 排出者費用負担の原則

温室効果ガスは、人類の活動がその原因である。したがって、産業も国民も、全員が加害者であり、すべての主体が排出のコストを分担し、対策に取り組まなければならない。その際に、削減に努力するものが報われ、怠ける者が損をする仕組みを、費用分担の考え方に組み入れる必要がある。

(ヘ) 政策手段

税制、補助金等、規制、技術、人材等にかかる政策を適切に組み合わせることが大きな成果を生む。このためには関係府省の連携の強化が重要である。政策手段の選択、設計、組合せを行うに当たっては、世界全体の排出量の削減に効果のある形になるようにすることが必要である。また、民間活力を重視し、社会全体としての削減費用をできるだけ小さくする必要がある。そのためには炭素に価格をつけることにより、市場メカニズムを通じて排出削減を行うことが効率的である。これにより、削減したものが報われる社会の形成が可能となるほか、特に、排出の増加が著しい民生、業務等の分野においても、削減に有用な政策手段である。

(ト) 国際貢献とリーダーシップ

現在、京都議定書第一約束期間以降の枠組みについて国際交渉が行われているが、主要排出国のすべてが責任ある形で参加する実効ある枠組みを構築することが不可欠である。我が国はセクター別アプローチの提案を行い、その国際的理解を拡げつつある。この提案は、各国がセクター別に排出削減可能量を算出し、その積上げを踏まえ国別総量目標を設定する方法であり、排出削減目標の実効性や公平性の確保の観点で有効である。また、セクター別に優れた削減技術を特定し、発展途上国にそれを移転し排出削減を加速化する観点からも有効である。このような意味で、我が国の提案が新しい枠組み構築の支柱の一つとなることは非常に重要である。さらに、発展途上国に資金援助を大胆に行うことも必要である。こうしたことを通じて国際秩序作りに我が国が創造的な貢献を行い、世界の全員参加を主導すべきであり、そのことが、国際社会でリーダーシップを発揮し、日本の存在感を高めていくことにつながっていく。

低炭素社会形成推進基本法の制定

低炭素社会形成に際し、国民も企業も新たに創出される機会を積極的にとらえ、変化に正面から対応することが重要である。また、温暖化は地球規模の問題であるので、世界の動向との整合性が必要である。個人のライフスタイル、企業行動、まちづくりなど、経済社会のあり方全体の見直しが必要である。

このため、議員立法で、概略以下の内容の低炭素社会形成推進基本法を制定し、国内外への意思を表明する。

実現すべき低炭素社会の理念

国、地方公共団体、事業者、国民の責務

我が国の温室効果ガス削減目標

低炭素社会形成長期計画の策定

「低炭素社会形成推進委員会（仮称）」の設置（産業界、消費者、有識者等）
・・・等

主要政策項目

本中間報告においては、CO₂対策を対象に、主として4分野の政策を取り上げている。社会システムおよび意識の変革、経済的インセンティブを持って支援すべき政策課題、新たな経済的手法、政府および自由民主党が率先実行すべきこと、である。したがって網羅的ではない。このうち、については、既に存在する技術等の普及が、取り組みが遅れている家庭、運輸、業務その他部門の削減に大きく貢献をするとの考え方を基本としている。

1. 社会システム・意識の変革

低炭素社会は削減活動を促進する社会システムと、これを支える国民の理解及び行動がなければ成立しない。排出責任者負担は、企業だけでなく、エネルギーを利用する国民にも当てはまる。どこで、どのくらいの排出をし、これを削減するためにどれくらいの費用がかかるかを具体的数字で把握すること、地球温暖化を通じて何がおき、起ころうとしているかを知ることが、国民の意識や生活様式の変化を招来し、企業、社会、産業構造等を変える原動力となる。その際、将来の地球を担う世代の意識、行動を高めていく上で、環境教育の果たす役割は極めて大きい。

(イ) サマータイム

サマータイムを実施した場合、国民が使用する冷蔵庫の40日分の電力消費量、あるいは、国内の全鉄道で使用する電力消費量の68日分に相当する温暖化ガスが削減されるとの試算があり、平成19年の政府「骨太の方針」、および、平成20年の「京都議定書目標達成計画(改定版)」においても、速やかに実施を検討すべき課題の一つとして位置づけられている。また、世論調査においても、国民の6割が、制度導入に賛成である。

サマータイムは我が国、韓国、アイスランドの3カ国を除く、世界の先進国ですでに実施されている制度であり、その効果から、米国、ニュージーランドは、期間の延長に踏み切った。

なお、サマータイムについては、労働強化への懸念、時計の針を動かすことへの煩雑さなど問題が指摘されており、サマータイムは、仕事と生活のバランスを向上させるよう運用することとし、また、十分な国民の理解が得られるよう、丁寧な広報、啓蒙等を行う。

- サマータイムの法制化(議員立法) 国際航空路線のダイヤ調整、信号機のシステム変更などの所要の準備を進めた上で、これを平成22年3月から実

施すべく、同年1月から導入。

(ロ) カーボンフットプリント

「カーボンフットプリント」は、現在、国民へのCO₂排出量「見える化」の手法として国内外で研究されている。当面は任意の制度として位置づけられることとするが、国民のCO₂排出量削減行動は、提供される情報に依存するゆえに、一定程度、行政が制度の構築・運営に関与・支援し、制度の信頼性や透明性を確保すべきである。その際、国民や事業者が混乱を来さないよう、関係省庁が一体として取り組むことが重要である。また、カーボンフットプリントはカーボンオフセットの基盤ともなるものであることから、カーボンオフセットとカーボンフットプリントの整合性に配慮することが必要である。

- 排出量測定の方法論、ラベリング、第三者検証スキームの構築等。
- 普及のためのモデル事業の実施。
- ISOにおける国際標準づくりへの積極的な貢献。

(ハ) カーボンオフセット

企業、個人や公的主体が自分で削減できなかった排出について、たとえば自然エネルギー等を活用して、温室効果ガスを削減する「カーボンオフセット」を促進する。

- 「カーボンオフセット推進法(仮称)」の制定も視野に入れつつ、公的主体による「カーボンオフセット原則」の確立と「カーボンオフセット計画」の策定、カーボンオフセットに使用できるクレジットの範囲(京都議定書クレジットに加え、民間認証クレジットも)や認証手続き、会計処理、税務処理等について環境を整備。
- オフセットの対象となるクレジットとして、我が国の国際約束の遵守に資する森林クレジットが活用できるよう、「国内森林CDM」制度を設け、資金が林業支援を通じて地域活性化に資する仕組みを構築。
- オフセットのための良質なクレジットの供給が確保されるよう、取引市場を整備。
- 外国企業からの供給を得ることを可能とするため、温暖化対策法を改正し、我が国登録簿への口座開設を外国企業にも認めることを検討。
- 海外における二酸化炭素削減事業からの排出枠(クレジット)の活用を安定的に、かつ合理的な価格で進められるよう、海外事業への投資に国際協力銀行などの金融支援を実施。
- 国等によるカーボンオフセット活用の率先実行について、早期に前倒しで実施する。
- 民間のオフセットを奨励するため、オフセットクレジット調達費用の税務処

理指針を明確化。

(二) エコポイント

- 省エネ家電等の省エネ製品やサービスの購入・利用等に伴い、ポイントがたまり、ポイントを商品等の交換に使うことのできる「エコポイント」について、幅広い企業の参加により本格展開する。

(ホ) 企業の見える化

- 算定・報告・公表制度を改正し、排出量に加え、対策の実施状況等についても報告義務対象とし、企業の努力が適正に評価されるようにすることを今後検討する。

(ヘ) 家庭の見える化

- 電気製品の販売に当たって、二酸化炭素排出量の表示を促進するとともに、既に販売された家電製品、特に消費電力の大きい冷暖房、冷蔵庫、照明についても二酸化炭素排出量を示すよう努め、新製品に買い換えた場合の効果を二酸化炭素排出量および金額で示す。
- 消費者保護の観点から、家庭の見える化についての適切な検証方法を検討（地域振興にも資するフードマイレージを含む）。
- 家電製品の省エネ性能の表示について国際的な規格作りを積極的に進める。

(ト) 脱深夜型ライフスタイルのすすめ

深夜型ライフは安全な日本の生活環境が可能としたものであり、便利さ、快適さをもたらすだけでなく、新しいカルチャーを生み出す源泉ともなっている。グローバル化が進む世界経済の中で、地理的ハンディキャップを背負った日本は国際空港など24時間対応都市となる必要性もある。しかし、一方で、これが二酸化炭素排出量の増加をもたらしていることも事実である。必要な機能、サービスは維持しつつも、隠れたカーボンコストを知り、不必要なサービスを見直さなければならない。

- ライトアップサービス、深夜テレビ放送、24時間稼働店舗・機器・サービスなどについての、温暖化への影響、健康への影響、あるいはビジネスの観点からの議論を国民の参加を得て進める。
- カーボンオフセットの活用を含め、「脱深夜型ライフスタイル・モデル地域」の創設を検討する。

(チ) 環境教育の推進

国民が地球温暖化問題の重要性を認識・理解し、低炭素型の行動が習慣となる

よう、学校、地域、職場等のあらゆる場における環境教育を推進する。特に、将来を担う子供達が学び、地域の中核ともなる学校において、自然エネルギー活用、木材利用、断熱校舎などのエコ改修を進める。また、教員の環境人材としての養成、自然体験や農村漁村体験の実施、「もったいない」や「足るを知る」の学習、「持続可能な開発のための教育（E S D）」の観点の導入などに取り組む。

2. 地域活性化

低炭素社会構築に向けての取組は、それぞれの地域の特性を活かし、地域の人々の暮らしが豊かになり、地域の産業が活力を増すように進められることが重要である。

このような観点から、以下の取組を進める。

- 間伐材や残材などの木質バイオマス、稲わらなど農業由来のバイオマス、食品廃棄物、家畜排泄物など、地域に賦存する様々なバイオマス資源を徹底的に活用する。その際、休耕地や休耕田の活用も考慮する。
- バイオエタノールの普及に当たっては、できるだけ食料と競合しない観点から稲わらや間伐材等セルロース系の材料を用いた製造技術開発を促進し、国産のセルロース系の材料の利用を推進する。
- 小水力、風力、潮力、太陽光、地熱など、地域の特性に即した再生可能エネルギー源の活用を促進する。
- 地域の特性を活かした未利用エネルギー（雪氷熱、下水等の温度差エネルギー等）を徹底して掘り起こす。
- 「見える化」の一環として、フードマイレージの考え方なども活用して、国産農林水産物の消費拡大が二酸化炭素排出量の削減につながることを分かりやすく示す。また、地域で生産された農林水産物を地域で消費する地産地消の取組を促進する。
- 森林吸収源対策としての間伐等による地域の森林整備、木材活用の促進等を通じ、林業の活性化を図る。その際、住宅や公共施設における地域材の利用を推進する。
- 都市機能を集約した環境負荷の小さいまちづくりを進める。
- 「環境モデル都市」について、選定都市が国内外におけるこれからのまちづくりを先導する役割を十分発揮できるよう、適切なアドバイスと支援措置を講ずる。

3. 家庭用電気・ガス機器 既存省エネ技術の普及

家庭部門のCO₂排出は2005年度において、1990年比37%の伸びを見せており、京都議定書目標達成計画の下で、今後、2010年までに、2005年比20%の削減が必要となる。この伸びは主として、世帯数の増加に伴う給湯、エアコン、冷蔵庫等によってもたらされているが、他方で、既存の省エネ技術（建物の断熱性能の向上、エアコンの性能向上、太陽熱給湯+給湯設備改良、照明設備、家電の効率化向上）で、35%削減させることができるとの試算もある。したがって、今後引き続き、機器のエネルギー効率を向上させるとともに、情報提供その他の動機付けにより、消費者の省エネ家電購入を促進することが重要である。

(イ) トップランナー家電の普及促進

- 2012年までの時限措置として、トップランナー基準を超過達成しているエアコン、冷蔵庫に買い換える場合に、廃家電のリサイクル料金相当額の全部若しくは一部を助成、又は家電CDMの一部として扱うことを検討。
- 家電量販店等の協力を得て、エネルギー効率が悪い廃家電をリユースしないなどの措置を講ずる。

(ロ) 白熱電球から電球型蛍光灯等への切替促進

- 2012年を目途とした白熱電球から電球型蛍光灯等への切替え。夏冬のキャンペーン(「省エネ家電普及促進ウィーク」)、チームマイナス6%等の広報の徹底。

(ハ) 待機電力対策

- 予約録画や、保温など待機時でも稼動が必要なものを除き、一定時間以上稼動しない場合の電源シャットダウン機能の標準化。

(ニ) 家電CDMの創設

- 省エネ家電の買替・普及の観点から、省エネ基準を上回る性能を有する商品の供給を行った企業の成果を、地球温暖化対策法や自主行動計画において、評価する制度を検討。

(ホ) 「見える化」の促進

- 家庭における電力・ガス消費の削減のため、各家庭で時間帯ごとの消費量について把握できるシステム機器の開発及び普及について検討する。
- 電力料金やガス料金の請求書における温室効果ガス排出量の記載に努める。
- 消費者行動を促すため、世帯類型ごとの望ましい電気、ガス等の使用量を算定し、参考値として提示。

- 消費者に情報提供を促進するため、統一省エネラベルの対象の拡大。
- 省エネ家電を一層普及させるため、統一キャンペーン、店頭活動の拡充強化。

4. 住宅・業務用ビルの省エネ化

家庭部門と同様に、オフィスビルやショッピングモールを含む業務部門も、温室効果ガスの伸びの大きな分野であり、2005年には1990年比で45%増となっている。2010年までに、2005年から13%の削減が必要である。こうした業務部門や家庭部門における温室効果ガスの削減を図るために、エネルギー効率のよい住宅や業務用ビルを建築するとともに、膨大な既存の住宅や業務用ビルの省エネ化を促進するために規制と支援の両面からの取組が重要であり、国や地方公共団体の公共施設から率先実行することとする。

(イ) 住宅版トップランナー制度の創設等

- 一定戸数以上の建て売り住宅を供給するハウスメーカーに対し、
 - ・壁や窓等の断熱性に加え、空調、ヒートポンプ等の高効率給湯器を盛り込んだ省エネ基準を策定する。
 - ・その際、太陽光発電や太陽熱・地中熱利用を盛り込んだ基準を策定するとともに、数値目標を設定する。
 - ・電気・ガスの消費を常時把握できるシステム機器や人感センサーによる照明管理など標準装備を求める。
- 新築住宅ローン減税制度の見直しに際し、省エネ・創エネ住宅の優遇を強化する。
- 省エネ法の規制対象について、対象規模の更なる拡大、規模限定の撤廃等を検討。

(ロ) エコ改築の推進

住宅

- ヒートポンプ等の高効率給湯器、太陽光発電、窓の二重サッシ化等の既存住宅への導入を促進するため数値目標を設定し、支援の拡充・創設を行う。
- 森林吸収源対策や、地産地消を進め輸送に伴うCO₂排出抑制の観点から、住宅における地域材の活用を促進。

業務用ビル

- トップランナー制度の対象に、業務用冷蔵庫・冷凍庫・ショーケース、複合機、大型ルーターの新規追加。その後の新規追加計画の作成。
- 高効率機器の導入を促進するため、高効率空調機やシステム等に対するエネ革税制の拡充。
- ビルの省エネ化を促進するため、E S C Oを活用した省エネ取組の支援強化。

(八) 定置型燃料電池

- 家庭部門や業務部門での対策に役立つ定置型燃料電池について、実用化される技術を速やかに大量普及させるための支援を行う。

(二) グリーンITの推進

- IT機器・システムの電力消費量の増大が懸念される中、画期的な省エネ型IT機器・システムにつながる革新的な技術開発の推進。
- ITの活用等による省エネを目指し、事業者や消費者の環境貢献を計測・可視化し、その環境貢献に適切なインセンティブを検討。
- グリーンITのシステムについて海外への発信、国際連携を通じた世界標準化の推進。
- サーバーセンターの寒冷地へのリロケーションなど、更なる省エネ努力について検討する。

5. 運輸 カーボンフリー自動車の早期実現

裾野産業の広い自動車産業は今日の我が国の産業の中核であり、経済の牽引車であるが、他方で利用による二酸化炭素排出はこのところ減少しつつあるものの1990年比で依然高水準にある。今後、プラグイン自動車など低炭素車の技術開発、切り替え推進、利用の仕方の見直しなどを大幅に図る事が喫緊の課題。

特に、道路特定財源改革、一般財源化を踏まえ、自動車関連税制の見直しに当たっては、「排出責任者負担の原則」を踏まえ、課税根拠の再整理、簡素化、分かり易さに留意しつつ、「新たな納税者の理解」の構築を図らねばならない。

また、航空機、船舶、鉄道におけるエネルギー効率向上、自動車輸送からCO₂排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送へとモーダルシフトなどを一段と進める。

イ) 「CO₂排出量」の課税基準への組み込み等による低炭素車の普及拡大

- 取得、保有、走行の各段階の自動車関係税制は、今後さらにグリーン化を進める。現在同税制は、排気量や重量などに基づいて課税されているが、今後は温暖化ガス削減の観点から、CO₂排出量を課税基準に組み込むこととし、今後のスーパークリーンディーゼル車の普及も視野に入れて、低炭素自動車を税制面で明示的に優遇することとする。なお、その見直しに当たっては、軽自動車についても低炭素化を更に進め、その際必要な配慮を行う。
- 自動車保有者に対しては、低炭素車への買い替えを促進するため、税制面などでの優遇を行う。
- レンタカー会社など自動車大量保有主体には一定比率以上を低炭素車とするよう義務付け、ないしはガイドライン設定を行い、新たな融資制度等で支援する。
- 国毎に異なる規制による自動車メーカーへの負担軽減のため、政府は燃費規制の将来の国際的調和に向けた民間中心の話し合いをバックアップする。また、昨年設定した燃費改善目標に加え、燃費改善に関するより中長期的な野心的目標を定め、企業の長期的な研究開発投資の促進と技術開発を促す。目標達成までの間は広くカーボンオフセットの活用を促す。

ロ) 次世代自動車の開発推進

ガソリンや軽油はエネルギー効率が高く、運送、保管が容易なエネルギーであるが、エネルギー供給の制約条件が変われば、駆動手段も変わりうる。次世代自動車の開発競争をリードし、地球温暖化対策に貢献するとともに、我が国経済の発展につなげることを目指すべきである。

民間活力を活かすことを原則としつつ、政府による十分な支援を行うこととし、政府と産業界が対話を行いカーボンフリー自動車の早期実現ができるよう、協力する。

次世代電池の開発

家庭用電源から充電できる軽量、小型、低価格の次世代電池の開発。

燃料電池

燃料電池の開発、製造技術および水素輸送技術、水素エネルギーの効率的抽出方法をサプライチェーンの観点から総合的に検討する。

その際、水素エネルギーを得るために必要な天然ガスなど一次エネルギーの確保をあわせて行う。

レアアース

電気自動車、燃料電池など次世代技術の汎用化に際し必要となるレアアースが普及の障害にならないよう代替品の開発を支援。希少で偏在する資源確保のため外交関係を強化するとともに、我が国からの金融面からの支援を含め投資環境基盤を整備する。

インフラ整備

次世代自動車のエネルギー源となる電気、水素等の供給スタンドなどのインフラ整備を進める。

八) 次世代エタノールの開発促進

- 二酸化炭素削減に即効性があるバイオエタノールについては、食料生産との競合を避け、非食品セルロースの利用を図るため、技術開発への支援を行う。
- 原料集荷は事業化において大きなリスクであり、原料となる廃材、製材くず、稲わらなど農業廃棄物の廃棄に規制を課す。

二) トップランナー方式研究開発

- 民間の技術開発を促すため、補助金はトップランナーを超える技術開発を優先し、また成功報酬型とすることにより効率的執行を図る。

ホ) I T S 推進

- 技術の可能性と環境負荷軽減の両方から検討し、技術開発については新たに設ける未来技術開発基金（仮称）から補助。

へ) 国際的な協力による技術普及

- A P P（クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ）において「道路交通セクター」の作業が進むように貢献することなどを通じて、

燃費改善、燃料対策等のベストプラクティスを共有。

ト) 大規模需要発生への対応

- イベントや郊外型ショッピングセンターなど特定時期、期間に大量の交通需要が発生する場合には、その温暖化ガスの排出を適正に評価し、地元自治体等とも協力して必要な対策を講じるよう、事業者に要請する。

チ) 自動車の効率的な利用

- 総理の下に有識者検討会を設置して、自動車の利用の仕方を見直し、利便性・快適性と環境を両立する21世紀の交通の姿を研究する。
- 短期的には、安全面、利便性を改善することにより自転車や公共交通機関の利用を促進する。

パークアンドライド(自動車・自転車)の導入と必要なインフラ整備。

都市、地方を問わず、全国的な自転車専用道の整備。行楽地などで自転車利用を促進するためレンタサイクルの駅常備を鉄道会社に要請。さらに、パリの取組も参考に、町中、いつでもどこでも借りて返せる多拠点レンタサイクルシステムの導入を速やかに検討。

荷物の持ち運びを楽にするためエレベーター、エスカレーターなどの設置(ハンディキャップをもった人への対応にもなる)。

- トラック輸送に関しても、ICタグなどの先端技術も活用して物流の効率化を図る。

リ) 大量輸送のためのインフラ整備

- 大量輸送における鉄道、海運の優れた点を最大限引き出し、きめ細かなサービスとスピードに優れたトラック輸送と補完するハブアンドスポークの可能性を検討し、必要なインフラ整備を支援する。

ヌ) 鉄道、船舶、航空機のエネルギー効率向上

- 軽量タイプの鉄道車両導入の促進、スーパーエコシップ導入や船の燃費性能評価指標の確立、航空機の新規機材の導入や運航効率化などの取組を進め、CO₂排出量を削減する。

6. 再生可能エネルギーの開発・普及の促進 「カーボンフリー電力」を目指して

風力、水力、太陽光、潮力、地熱、バイオマス、廃棄物などの再生可能エネルギーは、化石燃料との代替による二酸化炭素排出量の抑制が図られることに加え、国産かつ多様なエネルギー源として資源の乏しい我が国においてエネルギー安全保障にも資するエネルギーである。さらには、地域のバイオマスや未利用エネルギー源の掘り起こしは、地域経済活性化にも寄与するものである。他方で、再生可能エネルギー導入に際しては、国民もそのコストを分担することが必要となる。

このような観点から、短期的には京都議定書目標達成計画に掲げられた導入目標を達成するための施策を加速・充実させるとともに、中長期的に我が国の重要なエネルギー源となるよう、制度や社会インフラの改革を含めた抜本的な導入策を講じ、原子力とともにカーボンフリー電力を目指すべきである。石炭火力については、電力の安定供給を確保しつつ、二酸化炭素排出削減の観点から、その電源構成における依存度を抑制し、また、IGCC（石炭ガス化複合発電）等のクリーンコール技術やCCS（二酸化炭素回収・貯留技術）などの技術開発への支援を強化し、長期的に二酸化炭素排出量の削減を目指す。

また、産業、業務、家庭等の各主体の排出量は、電力のCO₂排出原単位によって左右される部分もあることから、その意味でも電力のグリーン化を進めることが重要である。

その際、再生可能エネルギーの普及を進める観点から、制度や社会インフラの改革、技術開発等を大胆に進め、その供給量を意欲的なレベルに引き上げるべきである。

（イ） 太陽光発電の抜本的普及拡大（生産量・導入量の世界一奪還）

- 住宅への太陽光発電設置について支援措置の創設。
- 工場、事業場における太陽光発電設置計画の作成を奨励し、支援措置を拡充する。国、地方公共団体における公共施設（学校、病院等を含む）、集客施設において率先実行する。
- 壁一体型の太陽光発電パネルの開発を加速し、高速道路やビルの側壁設置を促進。

（ロ） RPS法の運用強化

- 今後、RPS法による導入義務量の増大を図り、それに伴い生ずるコスト（電力料金）を見える化する等の運用の強化。
- ガスなど他のエネルギー源と電力との競争条件に影響を与えないよう配慮。

（ハ） 固定価格買取制度等新たな仕組みの検討

- 今後の再生可能エネルギーの大量導入を促進するため、諸外国の買取制度を検証しつつ、我が国に適した具体的な制度設計を検討する。
 - その際、コスト負担のあり方(需要家への価格転嫁のあり方、公的支援等)、コスト低減のための仕組み、競争力の強化などに配慮するとともに、需要家の理解増進に努める。
- (二) グリーンエネルギー証書
- グリーン電力証書について、証書の購入費用を損金算入する税制措置を講ずるとともに、統一マークの制定、カーボンオフセットの推進などにより、普及を促進する。
 - グリーン電力基金の活用を図る。
- (ホ) 再生可能エネルギー導入拡大のための電力の送配電システムの強化
- 再生可能エネルギーの大量受け入れと電力供給の安定を両立させるため、電気事業者の連携を強化するとともに、投資、送配電インフラの整備を進めるための税財政支援の強化。
- (ヘ) 水力発電の促進
- 水力発電は、CO₂を出さない純国産エネルギーとして極めて重要。中小水力を中心に積極的な開発を進める。
 - 夜間の電力を使って水を汲み上げ昼のピーク時の電力を賄う揚水発電は、新エネルギーの導入にともなう送電系統安定対策上も重要。これらの開発を進めるため、他の新エネルギーと同様に支援措置を講ずる。
- (ト) 技術開発の推進
- 高性能・低価格の太陽電池、蓄電池、燃料電池の技術開発を産学官連携により一層推進・加速化する。
 - 太陽電池に関し、薄膜シリコン、有機材料等を活用した第二世代技術の低コスト化を進めるとともに、多接合化や量子ナノ構造等を活用した第三世代技術の研究開発を推進する。
 - SSPS(宇宙エネルギー利用システム)の研究開発を推進する。
- (チ) 新エネベンチャーの育成
- 新エネベンチャーの投資に対するリスク軽減に対する金融支援など、育成策を検討する。

7. 原子力発電の推進 万全な安全確保・設備利用率の向上

発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電は、我が国において現段階で基幹電源となっている唯一のクリーンなエネルギー源であり、地球温暖化対策と経済成長の両立を実現するために不可欠な技術である。また、高速増殖炉サイクルを実現することができれば、数千年にわたってエネルギーの利用が可能となるなど、持続可能性も期待できる。ただし、原子力の利用は、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保が大前提であり、そのための取組を国内外において着実に実施することが重要である。

地球温暖化対策として原子力を一層活用するためには、国内において、核燃料サイクルを含む原子力発電を推進するとともに、海外において安全で平和的な原子力利用の拡大を実現する必要がある。我が国は、我が国が有する優れた原子力技術を活用した協力及び支援を進め、世界の安全で平和的な原子力の利用拡大に貢献すべきである。また、少ない資源で莫大なエネルギーを生み出す核融合技術についても、開発を推進する。

原子力発電を推進するため、以下の取組を実施すべきである。

(イ) 原子力発電所の新規建設

- 2020年までに9基(1,226.2万kW、約5,500万t-CO₂/年の削減効果)の運転開始の着実な実現。
 - 電源三法交付金の活用をはじめとした地域振興施策を強化、原子力立地地域の取組を強力に支援。
 - 国が前面に出た広聴・広報活動の効果的な実施。
- 原子力推進のための税制優遇等、資金面での支援。

(ロ) 既設原子力発電所の活用

- オンラインメンテナンスの拡大、連続運転期間の柔軟化など、海外の先行事例等も参考としつつ追加的な措置を講ずることによる、主要原子力利用国並みの設備利用率の達成(設備利用率2%の向上で原発1基新設に相当)。
- 欧米で実績のある、原子炉の熱出力測定精度の向上や設備更新などによる定格出力の向上。
- 高経年化対策の実施による経済性と信頼性の向上。
- 原子力発電のキャパシティを引き出すため、蓄熱、蓄電などによる夜間電力の有効利用。

(八) 原子力発電の中長期的利用に向けた取組

- 六ヶ所再処理工場の操業、プルサーマルの実施、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業等の、核燃料サイクルの着実な実施。
- 次世代軽水炉の技術開発や、高速増殖炉サイクルの実証・実用化に向けた技術開発の推進。
- 世界の核燃料の需要拡大に応えるために、ウランの確保及び濃縮、転換技術等の開発の積極的な支援を行い、供給能力を引き上げる。
- 地層処分等の安全かつ確実な実施に向けて高レベル放射性廃棄物等の処分技術の開発推進。

(二) 適切な安全規制の実施

- 安全を大前提に、科学的・合理的規制の推進。

(ホ) 原子力の理解促進及び人材の育成、強化

- 学校教育等において、原子力の環境貢献に対する正しい理解を促進。
- 大学と研究機関との連携強化による技術の維持、向上、及び人材育成の推進。

(へ) 原発立地地域と原発の経済的一体化促進

- 技術力を持った地場企業の計画的育成への支援。

(ト) 原子力の利用拡大に必要な環境整備

- 二国間協力を推進する基礎となる二国間原子力協定を締結できるようにするため、原子力導入国に対すし、核不拡散、原子力安全、核セキュリティの確保に関する支援を実施。
- 二国間及び多国間の枠組みを通じ、人材育成、制度整備等に関する支援を実施。
- 温暖化対策に有効な技術を総動員していく観点から、ポスト京都議定書の枠組みの議論も念頭に置いて、一定条件の下に限ってCDMスキームの対象に原子力を加えるよう努力する。
- 安全規制の国際的調和の推進。

(チ) 我が国原子力産業の国際展開支援

- 米国等海外で日本企業が参加する原発建設・運営に対するJ B I C融資等の活用。
- 途上国に対しては、原子力導入に向けた制度設計、技術貢献を含めた支援。

運転、維持管理に関する専門家を派遣、安全性確保に努める。

- 途上国における原子力導入を促すような周辺インフラ整備に向けた財政支援としてのODA枠の積極的な活用を検討する。

(リ) ロスの少ない送電ネットワーク

電力の供給に当たっては、現在、4～5%が送電ロスとなっているが、我が国全体のCO₂排出量の1/4が電力分野から排出されていることに鑑みれば、この送電ロスを極限まで減らすことが重要。このため、イットリウム等の素材を活用した高効率超電導ケーブル等の開発を積極的に進める。

8．森林対策

資源の乏しい我が国が低炭素社会を実現する上で、再生可能な資源である森林資源を積極的に活用し、我が国独自の「木の文化」を復活させることが極めて重要である。森林資源の積極的な整備及び利用は、新たな雇用創出を通じた山村地域の活性化、安全・安心で緑豊かな国土の形成をもたらす上で重要な役割を果たす。

このため、以下の取組を推進する。

- 京都議定書目標達成のため森林吸収目標 1,300万 t-C(基準年総排出量比 3.8%)の確保に向け、間伐等の森林整備を加速する。
- 住宅、公共施設や公共事業における地域材の利用拡大、間伐材を用いた紙製の飲料用缶やコピー用紙等の普及拡大を進める。その際、地域材実需に結びつく購買層の拡大を図るための消費者対策を推進する。
- 間伐材等の未利用バイオマス資源を燃料(チップ、ペレット、エタノール等)として発電及び熱源に活用する。その際、林地残材等の効率的かつ低コストな収集・運搬システムの確立、エネルギーや製品としての利用の推進を図る。
- 森林を支える担い手・地域づくりなどを進め、国産材の安定供給体制の確立を目指す。
- 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じ、企業等の幅広い主体による森林づくりへの参画を進める。

9. 金融のグリーン化

昨今、世界の資金の流れを見ると、地球温暖化への積極対応のための投融資が急速に増大しており、我が国金融は世界の変化から立ち後れていることが明らかになりつつある。緊急的な「特別行動期間」とするここ5～10年間のうちに、個人金融資産1,500兆円をはじめとする日本の資金、いわば「社会全体の資産」の運用を、新技術開発投資や省エネ投資をはじめ、低炭素社会づくりの推進という目的に合致した新たな資金の流れに仕立て直していくことは極めて重要である。

そのためには、「低炭素社会形成推進基本法」の制定などを通じ、政府・与党が国家の意思として低炭素社会を作る、との基本的方向性を家計、企業等社会全般に向け明確に打ち出すことがまず必須。

さらに金融面でも、公的資金の活用等を通じて金融における環境配慮を国家として推進する意志を明らかにし、同時に我が国の金融関係者の発想のパラダイムシフトと実際の資金フローの変化がスピード感を持って行われることが期待される。

「地球の危機」を救うことが金融の新たな役割と責任であることを官民が等しく認識し、迅速、的確な行動が取られなければならない。

なお、金融の活用に当たっては、市場の混乱を招くような行きすぎた投機が避けられるように配慮すべきである。

以上の観点から、国などの役割として、以下のような政策が考えられる。

(イ) 経済行動原理の転換

- 今後あらゆる経済活動において二酸化炭素が「隠れたリスク」として内在し、それを踏まえた行動を経済主体が取らざるを得ないことを明らかにする。そのため、炭素に価格がつけられることが重要。
- このため、例えば省エネや再生可能エネルギー事業から排出量の削減が創出される仕組みを作ることにより新しい資金調達手段を提供するなど、民間が取引しやすい制度整備を行う。

(ロ) 環境金融の推進

- 低炭素社会を形成するために資する環境金融推進の重要性に関する国の見解の提示。
- 世界の金融機関、機関投資家、年金基金などが行っている、環境保護のための「責任ある投資原則」への我が国金融関係者の取組を支援。
- 我が国金融機関による「日本版『責任ある投資原則』」確立を促し、もって新エネベンチャー企業育成を含め、我が国金融が環境保護と経済活力創出の双方に積極貢献することを期待。

(八) 情報公開

- 投資家が内在する炭素コストを踏まえて的確な投資判断ができるよう、地球温暖化対策推進法に基づき公表されるCO₂排出量の算定結果や対策の実施状況について、有価証券報告書上でも公表を義務づける（〈議員立法〉）。
- 環境に関わる会計基準のあり方について、会計基準の国際的な収れん（コンバージェンス）を進める中で適切に対応する。
- 金融機関に対し、環境金融が単なるCSRではなく、重要な公益的役割を担うものであるとの認識を深めるよう促すとともに、環境金融への取組方針、進捗状況などを公表することを促す。

(二) リスクマネーの提供

- 再生可能エネルギー開発事業やESCO事業、新技術開発投資など、従来の民間金融では支援できにくい分野に対し、公的な支援による民間金融機関のリスクの軽減を、必要に応じ行う。
- 環境負担を軽減する事業活動や、環境に配慮した企業活動に着目して投資する民間エコファンドの設立を一層促進する。その際、政府は、そうした投資活動があくまでも民間金融機関中心に活性化するよう留意するとともに、ファンドの内容、ファンドの投資方針・投資先等に関する情報公開が十分行われているかをチェックする等の役割を果たす。
- 官民が協力してリスクマネーを供給する新たな基金のような仕組みも検討。

(ホ) 排出量取引市場の整備

- 京都クレジット等の排出量取引の円滑化のため、取引市場などの流通基盤を引き続き整備。

(へ) 年金資金の運用先の見直し

- 省エネ、新エネへの投資の促進や、広く様々な環境配慮活動を行う企業の企業価値向上がもたらされるよう、公的年金、厚生年金基金等の年金資金の運用先を見直すとともに、当該企業を運用先とした環境面での理由を公表する。これにより、各企業が様々な環境配慮活動を行うことを通じて、新たな投資先、運用先が形成されるとの好循環が期待される。

10．クール・ガバメント、クール・国会

国民に対し、地球温暖化対策推進への理解と協力を得るため、政府自らの率先垂範が重要である。政府自らがグリーン化するとともに、政府調達などを通じて関係する民間セクターにもグリーン化推進を強力に慫慂する事が肝要である。

(イ) 「カーボンフリー官邸」の実現

- 首相官邸については、ヒートポンプ等各種省エネ機器の導入、官邸の屋根・外壁への太陽光パネル設置など目に見える形でのエコ改修を実施。
- さらには、実験的使用を含め最先端の環境技術を集中投入、官邸を「先端環境技術博物館」化。その際、民間から広く公募し、埋もれた技術の掘り起こしを図る。
- 加えて、京都クレジットによるオフセットなどを駆使し「カーボンフリー官邸」を実現。

(ロ) 政府調達のグリーン化

- グリーン購入法を改正し、「環境偽装」を許さない製品・サービスの環境性能を検証する仕組を整備。
- 環境配慮契約法については、現行の4分野（電気供給、自動車、E S C O事業、建築物の設計）以外への対象拡大を図る。
- 断熱、窓の二重化等のエコ改修事業については、その実施を前倒しする。

(ハ) 「低炭素都市・霞ヶ関」の実現

- 霞ヶ関の政府・政府関係機関建築物ならびに人の移動を含めた政府活動全般については、徹底した温暖化対策を実施し、モデルコミュニティとして「低炭素都市・霞ヶ関」を実現。
 - 太陽光発電、高効率オフィス・照明機器の導入、建物緑化などハード面での対策。
 - 低炭素車、自転車、歩行などによる移動の率先実施。
 - ペーパーレス化、テレワーク、テレビ会議の推進。
- 公務員宿舎、地方の出先機関のグリーン化も徹底し、公務員宿舎など建て直し計画全般を見直す。
- カーボンオフセットも含め、こうした対策の強化を踏まえ政府実行計画の削減目標を深掘り。
- これらに必要な予算については20年度予算の中で着手、年度内から実施。
- 学校、病院を含め、地方政府など他の公的機関に対してもこれらに準じた対応を求める。

(二) モニタリング・進行管理

- 総理の下に、民間有識者を中心とする「クールガバメント推進会議（仮称）」を設け、各種対応の進捗状況をモニタリングし、国民にわかりやすく説明、紹介するとともに、必要に応じ、改善を勧告。
- 環境学習の一環で小中学生による「グリーン診断」を行う。

(ホ)「クール・国会」の実現

- 衆議院、参議院、国会図書館等立法府においても、政府同様の取り組みを積極的に進めるべき。

11. 自民党の率先実行 「自民党カーボンフリー宣言」

低炭素社会への移行は変革の痛みも伴う。政権政党としての自民党や党所属国会議員は、国民の先頭に立ってCO₂削減行動を率先実行すべきである。自らに課せないことを、他者に課すことはできない。

(イ) 次回総選挙の「カーボンオフセット選挙」化

- 選挙期間中の党公認候補者等の交通移動、選挙事務所での活動に関し、可能な限り二酸化炭素排出を抑制。
- ガソリン、電気、ガスなどを通じてやむなく排出される二酸化炭素排出については、可能な限りカーボンオフセットを行う。

(ロ) 「グリーン自民党」の実現

総裁を委員長とする「グリーン自民党推進プロジェクトチーム(仮称)」を立ち上げ、自民党の諸活動のカーボンフリー化を推進する「削減自主行動計画」を早急に制定し(自民党カーボンフリー宣言)その実施を確実に挙げる。計画の内容として、下記を検討する。

移動の低炭素化

- 党所有、党所属議員の車は一定期間内に、原則すべて低炭素車とする。普通車の場合はカーボンオフセットを行う。
- 永田町、地元の近距離移動などは、極力、徒歩又は自転車を利用する。

党関係の建物のグリーン化

- 省エネ診断を実施、照明器具の省エネ化、冷暖房設備の見直し、屋上緑化、太陽光発電などを駆使した全面エコ改修の実施。実施に当たってのE S C O事業の導入。また、地域材を積極的に活用。
- グリーン電力の購入等を通じたカーボンオフセットの実施。

政策立案等党活動のグリーン化(3Rの徹底)

- コピーの節約やメールなどIT活用によるペーパーレス化の検討。
- 提出資料の両面印刷の徹底、封筒使用の禁止。
- イベントの実施に当たってのカーボンオフセットの実施、3Rの徹底。

議員のグリーン化

- 全自民党議員による「チームマイナス6%クラブ」への加入、「私のチャレンジ宣言」を行い「1人1日1kgCO₂削減」運動に参加。
- 議員活動全般にわたり自らのCO₂排出量を把握するとともに、特にイベントなど、まとまった排出のある活動については、できるだけカーボンオフセットを実施するよう努める。

- H P 上において、オフセットを含む自らの削減努力の報告、削減に資する活動への協力要請、議員によるアドバイスなどを紹介。

グリーン診断

- 小・中学生、ボランティアによるグリーン診断を受け、率直な提言を受け、診断結果は原則 H P 上で公開。

(八) 進行管理

- 進捗状況を公開し、有権者に取組をわかりやすく説明。
- ボランティアグループに広く意見、改善案を求める。

12. 新たな経済的手法

(イ) 国内排出量取引

地球温暖化問題に対する政策手法としては、規制的手法に加え、市場メカニズムを通じてCO₂排出量を抑制、削減する経済的手法がある。これまでとられてきた税制や補助金、CDMなどの京都メカニズムによる手法も経済的手法の一つである。

一方、地球温暖化問題は、ポスト京都議定書をにらみ、相当抜本的な政策を展開しなければ解決できない深刻な状況にあり、新たな経済的手法として排出量取引が国の内外で検討、実施されている。一定の制約の下で、炭素の価格をシグナルとして市場メカニズムを活用することは、削減費用を最小化する極めて有用な方法である。ただ、排出量取引には、これまでに種々の問題点が指摘されてきており、これらを克服してこそ効果の高い制度となる。

排出量取引は、EUにおいて2005年から導入され、現在2期目に入っている。また、米国においても、来る大統領選挙の候補者全員が排出量取引を政策綱領に掲げているほか、ニュージーランドは2008年から、カナダ、オーストラリアも2010年からの導入を決定している。我が国においても任意の自主参加型排出量取引を試行しているほか、東京都がその導入を提案している。

排出量取引導入に当たっては、現在次のような諸点が検討されている。

- 制度上の問題点
割り当て方法、割り当て段階、事業所の対象範囲、取引市場、モニタリング・算定・報告・検証、遵守、課徴金、会計・税務処理のルール
- 配慮事項
技術開発阻害、投機、産業の海外移転等国際競争力の低下、費用緩和措置、国際リンク、国益の考慮、地球全体としての削減効果等

また、上記に加えて、排出量取引制度と他の経済的手法やその他の削減策との関係、排出量取引の対象となる企業ないし事業所と、それ以外の者（その他のセクター、中小企業、個人等）との関係等について検討が必要となる。

以上見てきたとおり、排出量取引については、多くの検討すべき課題を乗り越えつつ、将来国際的な市場が発足する場合には、我が国も参加することとする。

現在、国際的な基準作りがICAP等で行われており、最終的にグローバルな市場となりうることを考えれば、我が国もその作業に積極的に参加し、我が国に不利とならない公平な制度とする必要がある。その際、APP等におけるセクター別ア

ブローチの取組や現在の自主参加型排出量取引の拡大等により得られる経験を踏まえ、公平かつ合理的なルール等について積極的に発信し、国際標準づくりに反映していくこととする。

このため、我が国の産業界、有識者等の意見を踏まえつつ、2010年から国内取引について準備的運用を開始する。

(ロ) 環境税

環境税については、温室効果ガスの排出を削減する経済的手法であるが、税制の抜本改革議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、更に広範な検討を行うこととする。

(ハ) 国際貿易投資ルールの拡張による世界経済のグリーン化

地球温暖化対策は、全世界で取り組むべき課題であり、我が国が対策に努力する一方で対策努力を怠る国が競争上有利になるようなことは避けなければならない。そこで、国際的な貿易や投資のルールについて、温暖化対策をめぐり競争条件に不合理を生じさせない観点から国際的に検討し、世界の貿易・投資をグリーン化することを国際社会に働きかけるとともに、我が国における温暖化対策に関する制度設計に当たっては、国境措置の可能性を含め国際競争力を維持するための措置の組み込みを検討する。

(二) 国際連帯税の検討

途上国における地球温暖化対策（排出削減、適応）を推進させるためには、相当な規模の公的な資金が必要とされるが、先進国のODAなど従来の財源をベースとした対応には限界がある。こうした地球的規模の問題解決に必要な資金を確保する新たな仕組みとして、国際連帯税構想が注目される。具体的には、国際的な資金移動などに対して課税を行い、その税収を一定のルールの下に必要な対策の経費に充てるといったものである。もとより、課税対象が国境を頻繁にまたがる取引であり、課税をどの時点でどこの国で行うかなど課題は多く、国際的な連携による対応が不可欠である。世界経済の拡大と表裏の関係にある温暖化問題に必要な経費をグローバル化による果実の再配分により賄おうとする仕組みとして十分な検討が必要である。